

	新	旧
第 1 条（取引口座）	5.（省略） （3）お客さま<u>(法人の場合には、実質的支配者また取引担当者)</u>が外国籍の場合には、<u>在留資格に紐づく在留期間が 1 年を超えており</u>、第 15 条第 1 項で定める確認に必要な本人確認書類として、自身が保有する在留カードまたは特別永住者証明書のいずれかの写しを提出すること。当社が同書類を受理した段階で、同書類の有効期間満了日まで 6 か月以上あり、在留カードの場合には、同カードに記載された在留期間満了日まで 6 か月以上あることも合わせて確認できること。 （4）お客さまが法人の場合には、次の基準を満たしていること。 イ. 資本金が 100 万円以上 ロ. 業歴が 1 年以上 ハ. 所在地が日本国内であること ニ. 資力（余裕資金）が 100 万円以上で財務状況に問題がないこと <u>ホ. 実質的支配者および取引担当者のいずれもが国内に住所を有していること</u> <u>ヘ. 実質的支配者に関する該当性を当社が確認できること</u> <u>ト. 取引担当者の経験および法人としての取引管理態勢の整備状況に問題がないこと</u> <u>チ. 特定非営利活動法人の場合には、認定特定非営利活動法人または特例認定非営利活動法人として関係法令で定める認定を受けていること</u> <u>リ. その他取引口座の開設を認めるうえで適切でないと認められる事由が存在しないこと</u> （5）お客さまが法人の場合には、口座開設申込書、法人口座確認書、実質的支配者に関する申告用紙<u>(添付書類<同支配者の本人確認書類および該当性を確認できる書類等>を含む)</u>、特定取引を行う者の新規届出書、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行から 6 か月以内の原本）、法人の印鑑証明書（発行から 6 か月以内の原本）、取引担当者の本人確認書類、法人番号通知書の写し、最新の財務諸表等その他法人の業務内容等の確認に必要な書類を郵送で提出すること。 （省略） <u>9. 当社は、お客さまが取引口座を開設されて以降、取引証拠金の残高を問わず、5 年以上、入金、出金、取引、ログインが一切ない場合には、事前に通告することなく、当社の裁量でお客さまの取引を制限することがあります。</u>	5.（省略） （3）<u>個人</u>のお客さまが外国籍の場合には、第 15 条第 1 項で定める確認に必要な本人確認書類として、自身が保有する在留カードまたは特別永住者証明書のいずれかの写しを提出すること。当社が同書類を受理した段階で、同書類の有効期間満了日まで 6 か月以上あり、在留カードの場合には、同カードに記載された在留期間満了日まで 6 か月以上あることも合わせて確認できること。 （4）お客さまが法人の場合には、次の基準を満たしていること。 イ. 資本金が 100 万円以上 ロ. 業歴が 1 年以上 ハ. 所在地が日本国内であること ニ. 資力（余裕資金）が 100 万円以上で財務状況に問題がないこと <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>ホ. 取引担当者の経験および法人としての取引管理態勢の整備状況に問題がないこと</u> <u>（新設）</u> <u>ヘ. その他口座の開設を認めるうえで適切でないと認められる事由が存在しないこと</u> （5）お客さまが法人の場合には、口座開設申込書、法人口座確認書、実質的支配者に関する申告用紙、特定取引を行う者の新規届出書、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行から 6 か月以内の原本）、法人の印鑑証明書（発行から 6 か月以内の原本）、取引担当者の本人確認書類、法人番号通知書の写し、最新の財務諸表等その他法人の業務内容等の確認に必要な書類を郵送で提出すること。 （省略） <u>（新設）</u>

	新	旧
第 1 5 条（本人確認）	取引口座の開設にあたっては、犯罪収益移転防止法等の関係諸法令に定める方法により、<u>お客さま(法人の場合には実質的支配者および取引担当者)</u>の本人確認を行います。 2. 取引口座の開設後、前項に基づく本人確認が必要な場合、または当社が必要と判断した場合には、当社はお客さま <u>(法人の場合には実質的支配者および取引担当者)</u> に対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を請求します。この提出がなされない場合には、当社はその裁量により当該お客さまの取引を制限することがあります。 (省略)	取引口座の開設にあたっては、犯罪収益移転防止法等の関係諸法令に定める方法により本人確認を行います。 2. 取引口座の開設後、前項に基づく本人確認が必要な場合、または当社が必要と判断した場合には、当社はお客さまに対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を請求します。この提出がなされない場合には、当社はその裁量により当該お客さまの取引を制限することがあります。 (省略)
第 1 6 条（解約）	2. (省略) (20) お客さま <u>(法人の場合には、実質的支配者もしくは取引担当者)</u> が <u>国内に住所を有しないとき</u>、または <u>国内に住所を有しない</u> と当社が合理的に判断したとき。 (省略)	2. (省略) (20) お客さまが <u>海外に転居したとき</u>、または <u>海外に居住している</u> と当社が合理的に判断したとき。 (省略)